

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年11月30日
【会社名】	株式会社ANAP
【英訳名】	ANAP INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 家高 利康
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目31番16号
【電話番号】	(03) 5772 - 2717
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 大矢 正幸
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目31番16号
【電話番号】	(03) 5772 - 2717
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 大矢 正幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年11月29日開催の当社第27回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年11月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき6円

総額27,243,966円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年11月30日

第2号議案 定款一部変更の件

平成30年8月期第3四半期より、株式会社A T L A Bを連結子会社化したことに伴い、子会社が営んでいる事業内容に合わせ、当社定款第2条に子会社の当該事業目的を追加する。

補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、当社定款第29条の第3項及び第4項を新設するとともに、第30条の第2項を追加する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、家高利康、竹内博、松山麻佐美、門倉清隆、西堀敬、山口真由の6名を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、尾崎行正を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	27,555	65	0	(注)1	可決(95.91%)
第2号議案	27,553	67	0	(注)2	可決(95.90%)
第3号議案					
家高 利康	27,547	73	0	(注)3	可決(95.88%)
竹内 博	27,547	73	0		可決(95.88%)
松山 麻佐美	27,548	72	0		可決(95.88%)
門倉 清隆	27,548	72	0		可決(95.88%)
西堀 敬	27,543	77	0		可決(95.87%)
山口 真由	27,538	82	0		可決(95.85%)
第4号議案					
尾崎 行正	27,539	81	0	(注)3	可決(95.85%)

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上